

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

私は、婚姻届を提出した昭和48年10月頃に、役所で国民年金の加入手続を行った際、担当者から、「昨年、20歳になっているが、国民年金保険料が納付されていないので、納付してください。」と言われたため、保険料を納付したはずである。申立期間が、未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によれば、社会保険事務所（当時）は、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料が重複納付されたため、49年5月30日付けで還付決定を行い、同台帳の当該月欄には、保険料を還付したことを示す「還」の押印が確認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の取扱いによれば、還付金が有る場合には、時効となっていない未納保険料に充当することとされており、上記の還付決定の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効となっていないため、充当可能であるにもかかわらず、その形跡は見当たらないことを踏まえると、申立期間については、納付済みであったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年6月まで

私の夫は、平成8年から毎年、A市役所へ赴き、国民健康保険の減免の手続と、私たち夫婦二人の国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間も同様に免除申請の手続を行ったにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き平成8年4月から17年10月までの国民年金保険料は申請免除の承認期間であることが確認でき、当該期間に係る免除申請日は、夫婦同日である上、申立人の夫は、申立期間中は申請免除が承認された期間であることが確認できる。

また、A市によると、国民健康保険と国民年金の業務は同一の課で行っており、同市の窓口で国民健康保険料の減免申請を行った場合、国民年金の申請免除の手続を勧奨しているとしており、申立人の夫が、毎年5月頃に、市役所で国民健康保険料の減免申請と国民年金保険料の免除申請を行ったとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間を通して収入状況に特段の変化はなかったとしており、上記の状況を踏まえると、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年1月まで

私は、大学を卒業して2年ほど経過した平成3年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、金融機関で何回かまとめて納付した。申立期間の保険料は納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、平成2年2月以降、第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人については、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が平成3年4月に払い出され、同年4月17日にA市で国民年金の加入手続きが行われていることが同市の国民年金被保険者台帳により確認できることから、この日に国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることがA市の国民年金被保険者台帳により確認できることから、当該期間と併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和30年10月にC社（後のA社。現在はB社）に入社し、62年まで継続して勤務していたにもかかわらず、国の年金記録では、50年9月1日から同年10月1日までの1か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間当時は、A社からD社（現在は、E社）に派遣されていた頃だと思いが、派遣時の厚生年金保険の手続誤りだと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳、同社からD社宛てに発行された書面、元同僚の証言及び元同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年2月1日同社からD社に出向）、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認め

ていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年3月21日、資格喪失日に係る記録を57年4月1日に訂正し、56年3月の標準報酬月額を9万8,000円、57年3月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月21日から同年4月1日まで
② 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年3月21日から57年3月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、年金記録では56年4月1日に資格取得、57年3月31日に資格喪失となっており、申立期間における年金記録の欠落があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、昭和56年3月21日から57年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額により、申立期間のうち、昭和56年3月の標準報酬月額を9万8,000円とし、57年3月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における資格取得

日が昭和56年4月1日、資格喪失日が57年3月31日となっていることから、事業主が上記通知書どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年6月1日までの期間及び11年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から11年4月1日まで

申立期間については、事業主から社会保険料を滞納していることは聞いていたが、A社会保険事務所（当時）との交渉により滞納している金額の半分を分割払とし、残りの半分は免除してもらったと聞いていた。しかし、標準報酬月額を変更することについては知らされておらず、書面による説明もなかった。よって、添付書類に基づき元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の平成7年2月から9年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同年3月5日付けで、元事業主と申立人の二人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、当該期間の申立人の標準報酬月額が、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、B社の元事業主は、「申立期間当時、社会保険事務所から呼出しが

あり、事務員が会社の代表者印を持参し、『滞納している保険料の半額を免除してもらった。』ということを知ったが、どのように処理されていたのか全く知らない。」と回答している。

なお、商業登記簿において、申立人が申立期間当時、取締役であったことが確認できるものの、申立人が当該減額処理に関与したか否かについて、元事業主及び申立期間においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員が、「申立期間当時、C氏（旧姓）が社会保険関係の事務手続をしていた。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものと認められ、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成7年2月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

- 2 また、申立人の平成9年10月から10年5月までの期間及び11年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する平成9年度特別区民税・都民税特別徴収額の通知書、10年分給与所得の源泉徴収票及び11年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間について長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成10年6月から同年12月までの期間について、申立人は、「申立期間のうち、10年6月から11年9月までの期間については、報酬に見合った標準報酬月額だったかもしれない。」と供述している上、申立人が所持する10年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる上、当該期間について、申立人の主

張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株) (現在は、B(株)) C工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月11日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月14日から同年5月11日まで
国の年金記録では、A社に勤務していた昭和39年3月14日から同年5月11日までの2か月間の記録が無い。

A社では、何度か異動があったが、継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和39年5月11日に同社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和39年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私のC社における資格取得年月日は昭和51年4月1日となっているが、私が同社に入社したのは同年3月1日であり、会社が発行した在職証明書にもそのように記載されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在職証明書、元従業員が保管する「C社及び関係会社 社員名簿」（1993年12月1日現在）、元同僚の証言及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社で勤務していたことが認められる。

また、B社では、「当時の社員に確認したところ、申立人が昭和51年3月1日に正社員として入社したことは間違いない。当時の取扱いは不明であるが、現在の取扱いでは、社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料控除しており、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しないことは無い。」と回答している上、同年1月から同年9月までの期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち13人に照会したところ、回答のあった11人全員が「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年6月までは1万円、同年7月及び同年8月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年9月15日まで

私は昭和33年4月にA社に入社以来、54年3月まで継続して勤務していたが、35年3月31日から同年9月15日まで年金記録の欠落があるので調査して、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言、A社が保管する申立人に係る人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する申立人に係る人事記録によると、申立期間における異動発令日は、「昭和35年4月1日」であることが確認できるが、申立期間前における申立人の異動発令日は、「33年10月11日」、「34年1月20日」、「同年11月30日」であることが確認でき、必ずしも申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致しておらず、複数の元同僚の証言から判断すると、35年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社の同職種の元同僚の標準報酬月額の推移から、同年3月から同年6月までは1万円、同年7月及び同

年8月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月頃から37年9月頃まで

私は、C事業所の前身である、A事業所で正職員（D職）として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する労働者名簿により、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年9月20日までの期間について、申立人はA事業所で勤務していたことが確認できる上、当該労働者名簿には、健康保険記号番号及び厚生年金保険記号番号が記載されている。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に同被保険者記録が確認できる元従業員26人に照会し、16人から回答を得たが、そのうちの一人は、「D職には二種類あって、インターン生のD職（学校で学びながらの勤務で正規の職員では無い。）と正規職員のD職（E免許やF免許の取得者）があり、申立人のように、E免許を取得している人であれば、正規職員のD職であったと思う。」と証言しているところ、別の複数の元従業員は、「正規職員は全員、厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、申立人と同職種のD職として勤務していたとする元従業員3人は、「入社と同時に厚生年金保険に

加入した。」と証言しており、オンライン記録によると、元従業員3人の記憶する入社日と同被保険者資格取得日は一致している。

さらに、B社から提出のあった資料（同様式の他の事業所の台帳には「健康保険・年金・雇用保険被保険者台帳」とのタイトルの記載あり。）によると、申立人の欄には、上記労働者名簿と同じ健康保険記号番号及び厚生年金保険記号番号が記載されている上、被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得時（昭和37年3月1日）及び定時決定時（同年10月1日）の標準報酬等級の記載も確認できること等から、申立人は、同年3月1日から同年9月21日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと考えられる。

一方、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（昭和38年3月1日受付）によると、申立人の資格喪失日は取得日と同日の37年3月1日と記載されているが、同社は、「社会保険に加入させない人を誤って届出していたので、取り消したのではないかと考えるが、当時のことについては事務担当者も含め、資料等もなく分からない。」と回答しているところ、申立人は、「退職金を含め、退職後に事業所から金員を受け取った記憶は無く、連絡を受けた記憶も無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA事業所において、昭和37年3月1日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和37年3月1日から同年9月21日までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿の資格取得時（同年3月1日）の記載から、7,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年12月頃から37年3月1日までの期間については、労働者名簿に記載されている雇入日前の期間であることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、当該期間において、被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から同年9月1日まで
私は、昭和34年5月1日から同年8月末までA社で勤務したが、この間の年金記録が全く無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和34年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、申立人は、A社に勤務していた当時のことを詳細に記憶し、昭和34年8月末まで同社に勤務していたと主張していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和34年10月に標準報酬月額等級の改定が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和34年5月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に、資格喪失日に係る記録を45年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年5月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、平成10年2月まで継続して勤務していた。しかしながら、同社B支店での勤務期間について厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年10月1日に同社C支店から同社B支店、45年5月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年7月及び同社本店における45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届

出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 10 月から 45 年 4 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下特例法という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年9月29日は58万6,000円、19年9月28日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月26日から同年4月1日まで
② 平成18年9月29日
③ 平成19年9月28日

申立期間①については、私はA社で昭和62年1月から正社員として勤務し、同年7月から63年3月まで社会保険に加入した。同年3月分の給与からも保険料が控除され、合計9回控除されたが、年金の加入月数が8か月間となっており、1か月分の年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③については、B社で勤務していた際の賞与2回分の記録が抜けているので、年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、B社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、事業主により平成18年9月29日及び19年9月28日の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記の賃金台帳及び給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成18年9月29日は58万6,000円、19年9月28日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、申立期間②及び③に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、当該期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和62年7月から63年2月までの8か月であることが確認できる上、申立人が保管する同社の給料支払明細書では、9か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社の元取締役（元事業主の妻）が保険料は当月控除だったとしているところ、63年3月の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記の元取締役によると、「平成10年12月に解散したので、申立人の申立期間に係る在籍状況や保険料控除を確認できる当時の資料は保存していない。」と回答している。

また、申立人が保管する昭和63年3月に係る給料支払明細書に記載されている出勤日数は10日と記載されているところ、申立人は、「昭和63年3月11日頃まで勤務したと思う。」と供述している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る離職日は昭和63年3月25日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

なお、厚生年金保険法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されており、同法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている上、同法第81条第2項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。したがって、退職日が昭和63年3月の月の途中の日である場合、同年同月

分の厚生年金保険料が控除された場合であっても、当該月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月1日に、A社D支店に入社し、平成9年5月31日まで継続して勤務していたが、昭和56年6月1日に同社本店営業部に転勤した際に、1か月の欠落が生じていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳の写し、E健康保険組合から提出された健康保険組合被保険者・被扶養者台帳の写し及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和56年6月1日に同社C支店から同社本店営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は「当時の資料は、保存期間経過後につき残っておらず不明。」としているが、事業主が昭和56年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成6年12月まで

私が昭和60年頃、父親が国民年金の加入手続を行い、2年間は父親が国民年金保険料を支払ってくれ、その後は自身で役所から送られてくる納付書で納付していた。しかし、ねんきん特別便が自宅に送られてきて、申立期間の納付記録が無いことに大変驚いた。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、最初の2年間は申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれ、その後は、申立人自身が役所から送付される納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月に払い出されており、申立人の国民年金被保険者資格は、同年10月9日に申立人の父親が手続を行ったことにより取得したことが、A市で保管する国民年金被保険者関係届により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入時期からみて、申立期間の一部は国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、オンライン記録において申立期間の過年度納付記録は見当たらず、申立人及びその父親から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 11 月までの期間及び 61 年 9 月から 62 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 61 年 9 月から 62 年 10 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に最初の会社を退職する際、会社の関係者から、国民年金に加入した方がいいと勧められ、一人で A 市役所へ行き、加入手続を行った。月々の掛金を滞ると年金がもらえなくなると聞いたことがあり、納付し続けなければならないと思っていたので、途中で納付を行わなかったということはない。もう、何十年も前のことなので、領収書やそれを示すものは残っていないが、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するごとに国民年金の再加入手続を行う必要があるが、A 市の国民年金マスターチェックリストにおいて、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成 4 年 7 月 24 日の届出により資格を取得したことが確認できることから、同市では、当該期間について、申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、申立人は国民年金に未加入の期間であったものと推認できる。

また、申立人が国民年金の再加入手続を行った上記の時点（平成 4 年 7 月）では、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、申立期間①及び②の当時に別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から51年3月まで

私は、昭和45年*月に20歳になったので国民年金に加入しようと思い、当時在住していたA市B役所で加入手続を行った。当時の国民年金保険料額が1か月300円だったので、同区役所の職員に「まとめて払う。」と言ったところ、「若いから1か月ずつ払ってくれたらいい。」と言われたので、1か月分の300円を納め、オレンジ色の年金手帳をもらったことを覚えている。40年も前のことであり、証拠となるものは無いが、申立期間の保険料を納付していると確信しているので、詳しく調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、区役所又は金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年11月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、申立内容と符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金加入時期からみて、申立期間の一部は国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳に申立期間の納付記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料

を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2547

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から同年10月まで

夫が平成15年2月に会社を退職し、学生になったので、A市役所B支所で夫婦の国民年金や国民健康保険の手続を行った。その後、同支所でその都度、手続を教えてもらい、夫婦共に保険料の未納が無いように手続を行ってきた。記録を確認したところ、私の国民年金保険料に4か月の未納期間のあることが分かった。私は未納や滞納が嫌いなので、同支所で記録を確認しながら保険料をその都度納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年2月に申立人の夫が退職したことに伴い、一緒に国民年金の手続を行い、その後、国民年金保険料の未納が無いように市役所支所で手続を行ってきたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成17年8月8日に15年3月から17年3月までのうち、免除されていた期間の国民年金保険料を追納したことが確認できるものの、平成15年度に係る保険料の免除申請について、申立人は同年12月12日に行っていることが確認できることから、申立期間は申請免除期間とはならず、保険料を追納することができない期間であったほか、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとの主張は無く、過年度納付したとする記録も見当たらない。

また、申立期間は、平成14年4月以降であり、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されており、コンピュータにより作成された納付書をOCR（光学式文字読取機）により入力処理されることから、記録漏れが複数月にわたり発生するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から同年9月まで

私は、大学を卒業後、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和58年4月から出国する同年9月まで毎月、国民年金保険料を納付していた。帰国後、出国中の未納分を遡及して納付しようとしたが、窓口で「払わなくても大丈夫ですよ。」と言われたことを確かに記憶しており、納付していたところまで一緒に抹消されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和58年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格記録から、昭和59年9月頃に払い出されたことが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、58年4月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、当該加入手続を行った時点で、申立期間は、過年度納付が可能であるものの、申立人から遡って納付したとする主張は無い。

また、申立期間直前の昭和58年4月の国民年金保険料は、申立人が、60年4月22日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことによる国民年金との期間重複に伴い、納付済みであった60年4月の国民年金保険料が充当されたものであることがオンライン記録により確認でき、58年4月から現年度納付したとする主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、年金記録を照会したところ、申立期間の納付記録が無いことが分かった。

申立期間について、当時、義父が国民年金の加入手続を行い、夫と同様に国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、私の納付記録が無いのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の義父は、52年*月に既に死亡していることから、申立内容とは符合しない。

また、上記払出しの状況及び申立人の夫の国民年金保険料の納付状況から、申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間は過年度納付によることとなるが、A市の過年度収滞納一覧表においても、納付した形跡は見当たらない上、申立人から保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立人の夫は、国民年金に加入した時点において35歳に到達しており、過年度納付を行う必要性は高かったものと推認できるものの、当時26歳であった申立人は、申立期間の保険料を過年度納付しなかったものとみても不自然ではない。

加えて、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2550 (事案 1457 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成7年11月まで

息子が20歳を迎えた昭和61年*月頃、役所の男性職員が自宅を訪問し、国民年金の加入勧奨を強く受けたことを契機に、翌日、私が役所で加入手続きを行い、国民年金保険料も区役所の窓口で納付し、以降も、役所の窓口で未納期間を確認しながら、記録が途切れることのないよう保険料を納付してきたのに、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親は、昭和61年*月頃に役所職員の訪問による国民年金の加入勧奨を受けて、加入手続きを行ったと主張しているが、A市によると、この当時は、職員が戸別に訪問して加入勧奨を行うことは考え難いとしていること、ii) 同市が保管する申立人の届出履歴照会の記録によると、申立人の加入手続きは、平成9年3月12日に行われていることが確認できることから、この時点において、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことは間違いのないとして再申立てをしている。

しかしながら、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付するには、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が昭和61年9月頃に払い出されてい

ることが必要であるが、国民年金手帳記番号払出簿検索システムにより同年7月から62年6月までの3,963件について氏名を確認しても、申立人に対して同手帳記番号が払い出された形跡は見当たらず、これは、申立人が所持する年金手帳に国民年金手帳記番号が記載されていないこととも一致し、申立人が、国民年金被保険者資格を取得したのは、前回の通知のとおり、平成9年3月頃であると推認されることから、申立人はこの時点まで国民年金に未加入であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年1月まで

私の父親は、申立期間当時、A市で商店を経営していた。その店舗兼住宅に来ていた集金人に、申立期間前は両親と兄の国民年金保険料を納付していたが、兄は昭和63年5月に結婚し、別世帯となった。私は20歳となつてから、しばらくは国民年金に加入していなかったが、A市からの加入勧奨により、父親が平成元年4月頃に国民年金の加入手続を行ってくれた。同商店の法人化により、厚生年金保険の適用事業所となったため、私も平成3年2月から厚生年金保険へ加入したが、それまでは、両親がずっと集金人に納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成元年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されており、申立期間に係る国民年金被保険者期間は、11年5月19日に追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の両親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から9年3月まで

私は、20歳になった平成2年当時は学生だったため収入が無く、卒業後の就職先の給料も安かったので、約7年間、国民年金保険料を滞納していた。平成9年頃、父が7年間の保険料を3回か4回に分けて銀行で納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年頃、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を3回か4回に分けて、金融機関で納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、平成10年6月24日に付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、平成8年5月以降は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、国民年金法により、国民年金保険料の納付の時効は、各月の納期限から起算して2年と規定されており、納付時点から7年間遡って納付する制度は無く、制度上、納付することができなかった期間の申立てについて、納付があったものと認めるのは困難である。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び40年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年11月から41年3月まで

私は、将来未婚のままかもしれないと思い、不安であったので、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、当時、A業を営んでいた知人の集金人に毎月支払っており、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。また、私が加入した後に実姉に国民年金への加入を勧め、その後、実姉も加入したことを覚えている。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を定期的に集金人に納付し、国民年金手帳に領収印が押されていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付した記録は見当たらず、申立人の納付記録は、転居したB市の国民年金被保険者名簿における記載とも一致しているほか、申立人から、当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間①及び②に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、昭和36年度と37年度が未納になっているが、納付漏れがあっても督促状が届いていれば必ず納付しているはずなので、未納期間をよく調べてほしい。また、この期間の督促状を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、夫婦二人分一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であるところ、申立人が所持する昭和36年4月1日付けで発行された国民年金手帳によると、申立期間である昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録欄は空欄で、印紙検認台紙にも国民年金印紙の貼付が無いことから、申立期間の保険料が現年度納付された記録は見当たらない上、一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納である。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和50年3月19日に、39年4月から45年3月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料免除期間について追納しており、45年4月から46年3月までの未納期間を附則第18条により特例納付していることが確認できるものの、申立期間を特例納付した記録は見当たらず、申立人の妻も、申立人と同様の記録であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの期間及び同年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から47年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和42年12月に会社を退職した後、時期は記憶していないが、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間は、同市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付しており、免除の申請をした記憶も無いのに、申請免除と未納の記録になっている。加入してからずっと保険料を納付せずに、48年4月から納付することは考えられない。現在の記録に納付できないので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、その元夫と共に、A市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金収滞納一覧表において、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認でき、これは当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記載とも一致する。

また、申立期間②について、申立人は、A市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、特殊台帳においても過年度納付の記録は見当たらない上、申立人の元夫も、厚生年金保険被保険者期間を喪失した昭和48年3月は国民年金保険料が未納となっているほか、同年4月からは、申立人は、その元夫と同様に現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私は、平成5年12月22日に、A社会保険事務所（当時）で、3年10月及び同年11月の国民年金保険料を一緒に納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月22日に、A社会保険事務所の窓口で、3年10月の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成5年12月22日において、申立期間の保険料は既に時効が成立していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から56年3月まで

私は、勤務先の同僚に勧められて、昭和54年1月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続をした際、5年分の国民年金保険料を遡って同支所で一括納付したが、領収書は渡されず年金手帳のみを受け取ったので、年金手帳が領収書の代わりだと思った。加入後の保険料は毎月、C郵便局で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で5年遡った国民年金保険料を納付し、以降の保険料は、毎月、郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、A市の「国民年金手帳番号払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、A市によると、同市B支所が設置されたのは55年4月であるとしており、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、特例納付が行われていた時期ではないことから、昭和49年1月まで遡って国民年金保険料を納付することはできず、54年7月以降の保険料については過年度納付が可能であるものの、A市によると、国庫金となる保険料は、同市の窓口で収納できなかつたとしている上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和54年1月頃に、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であること

ろ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて検索したが、その頃に上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年4月まで

私は、昭和51年1月に前の会社を退職した後、すぐに次の会社へ転職したが、転職直後は非正規雇用であり、国民年金に加入する必要があったため、母親が役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。母親は勤務先で経理を担当しており、きちんとした性格だったので、申立期間の国民年金保険料についても、母親が納付してくれていたと思うが、現在、母親は、病気であり、詳しいことは分からない。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年1月頃、申立人の母親が役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に再加入する必要があったが、A市が国民年金の加入状況について記録している国民年金収滞納一覧表において、申立人が申立期間に再加入した形跡は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できない上、オンライン記録では、申立期間に係る資格取得及び資格喪失が平成11年12月に追加処理されていることが確認できることから、申立期間はこの時点まで国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行

うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から56年3月まで

私は、昭和53年9月頃、付加保険料について町内放送で聞き、自宅に集金に来た婦人会の集金人に、付加保険料の加入申出を行った。

その後、毎月、婦人会の月当番の集金人に、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月頃、婦人会の集金人に付加保険料の納付申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和56年4月の国民年金保険料について、同年4月から厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、当該月の保険料について、付加保険料を含めて還付されていることが確認できるものの、申立期間については、A町（現在は、B町）の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、付加保険料の納付申出を行った記録は見当たらず、付加保険料を納付した記録を確認できない。

また、A町の申立人に係る国民年金納付済通知書においても、申立期間について、定額保険料を納付したことは確認できるものの、付加保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年12月まで

私が昭和60年*月に20歳となってしばらくして、A市役所から20歳まで遡って2年間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、母親が、2、3回に分けて銀行で納付してくれた。その後も、私が結婚するまで、母親が私の保険料を納付してくれており、申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年*月に20歳となってしばらくして、A市役所から20歳まで遡って2年間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立人の母親が保険料を数回に分割して銀行で納付し、その後も申立人が婚姻するまで、母親が保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出され、A市において同年4月1日付けで申立人の国民年金被保険者名簿が作成されていることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できるが、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から10年3月まで

平成9年か10年頃、実家の母親が、A県B市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。私の年金手帳には、申立期間の国民年金の記録が記載されており、申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年か10年頃、申立人の実家の母親が、B市役所で、申立人の国民年金加入手続を行い、20歳まで遡って申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続は被保険者の住所地で行うこととされており、申立人については、申立期間前の平成6年4月5日にB市からC市に転入していることが申立人に係る戸籍附票により確認できることから、申立人の母親はB市役所では申立人の国民年金加入手続を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人は平成10年3月2日に基礎年金番号が付番され、同日付で交付された年金手帳を所持しているが、同年金手帳は申立人の当時の住所を管轄するD社会保険事務所(当時)で交付されたものであることが確認できる上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人は国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、年金手帳の被保険者となった日欄に平成7年*月*日と記載されていることを挙げているが、当該日の記載は保険料納付の事実を示すものではなく、申立人が20歳になることに伴い、その前日が申立人の国民年金被保険者としての資格取得日を示すものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私が結婚して住んでいたA市B地区のC婦人会より昭和36年4月頃に国民年金加入の勧めがあり、当時は国民年金保険料として月100円ずつ納付し、名刺ぐらいの大きさの領収書をもっていた。現在、領収書は残っていないが、申立期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃に地区の婦人会から勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月にD市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立人の資格取得日は同年2月27日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年2月にA市B地区で申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されているが、オンライン記録において、同手帳記号番号での国民年金保険料の納付記録は無く、その後、取消処理されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年3月まで

平成2年8月に、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していないことに気づき、すぐに国民年金加入手続をA市役所で行ってくれた。その際、母親は担当者から2年間遡って国民年金保険料を納付できることを教えてもらった。私は、母親から申立期間の保険料を納付した証拠として渡された納付書を所持している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月に申立人の母親が申立期間の国民年金保険料が未納であることに気づき、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれ、納付した証拠として、申立人の母親から渡された納付書を所持していると主張している。

しかしながら、申立人が所持している領収書は、社会保険事務所（当時）が平成2年8月20日に発行した申立期間の過年度保険料（16万5,300円）に係るものであることは確認できるものの、申立人は納付書・領収証書、領収控、領収済通知書の3枚つづりのいずれにも領収印が無いことを認めており、金融機関が3枚連続して領収印を押し忘れるとは考え難い。

また、A市の申立人に係る国民年金台帳によると、申立期間は未納となっており、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索

したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年9月まで

申立期間に係る「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」では、申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複していたので還付したとされているが、国民年金保険料額納入通知書兼領収書を所持しており、還付された記憶は無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人が所持する国民年金保険料額納入通知書兼領収書から、納付していたことが確認できるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び還付整理簿のいずれにおいても、申立期間の保険料は還付と記録されており、その記載内容に不自然な点は見当たらず、還付決定日(昭和51年1月20日)において管理されていた公簿の氏名及び住所は、当時の申立人のものと一致しているなど、還付記録の内容を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料について、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月

私は、昭和45年2月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、国民年金保険料の納付は行わなかったが、49年頃、保険料の未納期間があると年金記録が通算されないと聞き、市役所で未納期間を調べてもらい、45年3月と49年3月の保険料が未納であることを確認し納付した。しかし、ねんきん特別便を確認すると、資格取得日は45年3月1日であり、同年2月は未加入期間であることが分かったが、未加入とされているのは市職員の責任であり、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和45年3月1日と記録されており、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日にも同日の記載が確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 6 年 2 月まで
② 平成 6 年 5 月から 7 年 10 月まで

私は、昭和 62 年 4 月に派遣会社の A 社に入社し、平成 6 年 2 月までの期間は、同社からの派遣により、B 社を通して C 社 D 支店で勤務し、同年 5 月から 7 年 10 月までの期間は A 社からの派遣により、E 社の関連会社の F 社 G 支店に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の解散時の代表取締役の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の代表取締役は、「申立期間当時の資料は保管していない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認することができない上、「申立期間当時の従業員は全て日給月給だった。当社に長く勤務する人については、厚生年金保険に加入したいという申出がある場合には厚生年金保険に加入させていた。日々雇用の従業員が多く、手取りが少なくなるので、厚生年金保険料を控除されるのが嫌だという人ばかりだったが、数人加入したいという人がいた。しかしながら、加入したいという人の中に申立人は入っていない。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に資格を取得した従業員のうち、連絡先の判明した 40 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうち一人は、「厚生年金保険の加入は希望制だった。」と供述しており、他の一人は、「勤務していた期間のほとんどは国民年金に加

入していた。」と供述している上、当該9人のうち、勤務期間についての回答があった3人に係るオンライン記録を確認したところ、そのうち二人はいずれの年金にも加入していない期間があり、残りの一人は国民年金に加入していることが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間①の派遣先のB社は、「申立人のように派遣されてきた者については、当社の厚生年金保険の対象にはならない。」、就業先のC社は、「申立人については、在籍した事実が確認できない。当社では、派遣会社から派遣された者については、厚生年金保険に加入させる取扱いはしていない。」と回答している上、申立期間②の派遣先のF社は、「当社及び健康保険組合の健康保険被保険者台帳には、申立人の記録は確認できない。当社では、申立人のように直接雇用していない者については、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 16 日から 44 年 10 月まで
② 昭和 45 年 2 月 3 日から 47 年 8 月まで

申立期間①については、中学校を卒業後、A社で勤務したと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録は同社ではなく、昭和 43 年 3 月 16 日から同年 9 月 12 日までB社の被保険者記録となっている。

また、申立期間②については、C社で勤務したと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録は同社ではなく、昭和 45 年 2 月 3 日から同年 3 月 22 日までD社の記録となっている。

私は、被保険者記録があるB社及びD社で勤務した記憶は無く、勤務期間も相違するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「厚生年金保険の被保険者記録が確認できるB社で勤務した記憶は無く、A社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社に照会しても回答が得られず、申立人は同社における元同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①当時の申立人の勤務実態等について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員 18 人に照会したところ、11 人から回答があったものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等に係る証言が得られない。

また、A社の複数の元従業員は、「B社はA社の下請会社で、同社の敷地内にあった。」と証言し、B社において申立期間①に被保険者資格を有する元従業員の一人が、「申立人の勤務期間は分からないが、申立人は、B社の

従業員だった。」と証言している上、申立期間①当時の社会保険事務担当者は「社会保険に関する事務は各下請会社が行っていた。」とそれぞれ証言している。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、A社に係る申立人の被保険者記録は見当たらない上、厚生年金保険の被保険者記録と同様、昭和43年3月16日に被保険者資格を取得し、同年9月11日に離職とするB社に係る被保険者記録が確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に関する記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、申立期間①のうち、昭和43年3月16日から同年9月12日までの期間について、申立人は、B社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、同年同月同日から44年10月までの期間の被保険者記録は見当たらない。しかし、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に被保険者資格を有し、連絡先の判明した15人に照会したものの、回答があった9人のうち、唯一申立人のことを記憶している一人は「勤務期間は不明。」と証言しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない

2 申立期間②について、申立人は、「厚生年金保険の被保険者記録が確認できるD社で勤務した記憶は無く、C社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、C社は、既に解散しており、申立人は同社における元同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②当時の申立人の勤務実態等について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員10人に照会したところ、5人から回答があったものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況に係る証言が得られない。

また、C社の元従業員の一人は、「D社はC社の下請会社であると聞いたことがある。」と証言しており、D社の元事業主の親族及び同社において申立期間②に被保険者資格を有する複数の元従業員も、「D社はC社に従業員を派遣していた。」、「D社はC社の下請をしていた。」とそれぞれ証言している。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、C社に係る申立人の被保険者記録は見当たらない上、厚生年金保険の被保険者記録と同様、昭和45年2月3日に被保険者資格を取得し、同年3月21日に離職とするD社に係る被保険者記録が確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係

る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、申立期間②のうち、昭和45年2月3日から同年3月22日までの期間について、申立人は、D社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、同年同月同日から昭和47年8月までの期間の被保険者記録は見当たらない。しかし、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の親族も「同社に係る資料は保管していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に被保険者資格を有し、連絡先の判明した9人に照会したところ、5人から回答があったものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 13 日まで A 社（現在は、B 社）等に勤務したが、途中の 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日までの被保険者記録が欠落している。調査の上、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人の記録は残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社において厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 17 人に対し、申立人の勤務実態等について照会し、10 人から回答を得たものの、申立人の申立期間における業務内容及び勤務形態について明確な証言は得られない。

さらに、上記 10 人のうちの 1 人が、「申立人は、申立期間後に、自身の厚生年金保険被保険者期間に中断期間が生じたことを残念がっていた。」と供述している。

加えて、申立人が、A 社において被保険者資格を喪失した昭和 36 年 4 月 1 日に、申立人と同様に同資格を喪失した元従業員及び当該事業所において給与計算等を担当していた者の家族はいずれも、「本人は、高齢のため記憶が無く、証言できない。」と供述しているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 21 日から 44 年 1 月 28 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 30 日から 45 年 7 月 6 日まで

私は、昭和 41 年 11 月から 45 年 7 月まで A 社で継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

なお、上記の記録では、申立期間②及び③の間に B 社における厚生年金保険被保険者期間があることになっているが、私は、同社で勤務した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②及び③においても継続して A 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「申立人の在籍期間等についての資料が保管されておらず、不明である。」と回答しており、申立期間①、②及び③については雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立期間①、②及び③において厚生年金保険の被保険者であった 27 人に照会したところ、14 人から回答があり、このうち二人は申立人を記憶しているものの、うち一人は、「申立人は、A 社を一時退職していた。」と供述しているなど、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和 41 年 11 月 11 日に被保険者資格を取得し、42 年 7 月 31 日に同資格を喪失後、同年 9 月 1 日に同資格を再取得し、43 年 7 月 21 日に同資格を喪失した記載が確

認でき、退職時の健康保険証回収について、それぞれ、「回不」及び「証返」の記載も確認できる上、遡って記録の訂正が行われた形跡も見当たらない。

なお、申立人は、「B社における勤務の覚えは無い。」と主張しているが、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある11人に文書照会を行ったところ、7人から回答があり、そのうちの二人は、「申立人が同社経営の店舗で勤務していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 6 月 29 日まで

私は、A社の事業主であったが、申立期間の標準報酬月額が受け取っていた報酬月額を下回っており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成11年7月7日付けで、遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の取締役（経理担当）であった申立人の妻に係る平成11年3月以降の標準報酬月額の減額処理についても、申立人の処理日と同日の同年7月7日付けで行われていることが確認でき、申立人は、同社代表取締役として、申立人及びその妻に係る当該月額変更処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 11 年 12 月 28 日まで
昭和 60 年 10 月 1 日から平成 11 年 12 月 28 日まで A 事業所に勤務した期間の報酬月額が、税金及び社会保険料を控除された後の金額となっており、それに伴う標準報酬月額が低くなっていることに納得いかない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 事業所から提出された源泉徴収簿及び給与明細書により、申立期間において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致しているか又はそれより低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月から A 社に入社し、その後、平成 12 年 7 月に不況のため役員報酬が減額されるまで、一度も給与が下がったことがないはずである。

しかし、国の記録では、昭和 42 年 10 月に標準報酬月額が 4 万 2,000 円から 3 万円に減額された後、翌 43 年 10 月には 6 万円に増額されており、不自然なものとなっている。

算定基礎届から年金原簿への転記誤りも考えられるため、申立期間の標準報酬月額を前年同等の 4 万 2,000 円か、これまでの同月額の推移から 5 万円程度に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた給与と年金記録における標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当時の給与明細書を保有しておらず、A 社の元事業主も、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず、標準報酬月額の引き下げの経緯及び理由は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時に、A 社において被保険者資格を有する 6 人に照会し、3 人より回答を得たが、申立人が主張する報酬月額について具体的な証言を得ることはできない上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 5 月から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月まで A 社に勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、55 年 5 月に B 社に入社し、経理担当で上司の C さんの下で仕事をし、同社が社名を D 社に変更した後の 57 年 12 月 31 日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社が発行した在籍証明、同社の回答、元従業員の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、当該期間において、A 社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は、「当時の賃金台帳等の書類は残っていないが、申立人の履歴書にパート希望の記載があり、断定はできないが、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している上、申立期間①当時の事務担当者は、「申立人は、パートを希望していたと記憶しているので、厚生年金保険には入っていなかったと思う。社会保険事務所（当時）の担当者から質問され、申立人が厚生年金保険に加入していない理由を説明したような記憶がある。雇用保険と厚生年金保険の手続は同じ扱いをしていたが、申立人はパート希望であったので、雇用保険の手続だけをしたと記憶している。厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはない。」と証言している。

また、国民年金被保険者台帳及び E 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①中の昭和 52 年 1 月 17 日に国民年金の資格取得届を行

い、51年4月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の元上司を含む複数の元同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、当該期間において、B社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、元事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

また、国民年金被保険者台帳及びE市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②と一部重複する昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料について、当初、申請免除とされていたところ、その後、保険料を現年度納付していることが確認できる上、同年4月以降の申立期間②と重複する期間の同保険料についても、現年度納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 9 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 6 月 9 日から同年 11 月 30 日までの間、A社に採用され、同社からB社に出向し、Cの製造を行っていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者の記録が欠落しているため、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社に採用され、同社からB社に出向し、Cの製造を行っていた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の資料は一切残っておらず、申立人の申立期間に係る届出及び保険料の控除については不明である。」と回答している上、出向先のB社は、「当社D工場に係る昭和 63 年当時の台帳は残っていたが、申立人の名前は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は申立期間当時の上司及び同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時にA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 12 人に照会し、3人から回答を得たものの、当該3人は申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 5 月 18 日から同年 7 月 18 日まで
② 昭和 25 年 4 月 28 日から 26 年 9 月 7 日まで
③ 昭和 26 年 9 月 12 日から 27 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 27 年 9 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

船員手帳の記録によると、申立期間①は、Aが所有する帆船Bで機関長として、申立期間②及び③は、C社（現在は、D社）が所有する帆船Eで船長として勤務した。

しかし、国の年金記録では、Aでの加入記録は無く、C社では、昭和 27 年 12 月 1 日以降の加入記録しか無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船員手帳の記録から、申立人は、申立期間①にAが船舶所有者兼船長である帆船Bに乗船していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、Aが船員保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和 26 年 8 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となる前の期間である上、申立期間①において、船長であるAの船員保険被保険者記録を確認することができない。

また、Aは、既に死亡しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認することができない。

申立期間②、③及び④について、船員手帳の記録及びC社における元同僚の証言により、申立人は、当該期間にC社が所有する帆船Eに船長として乗船し

ていたことが確認できる。

しかし、C社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和23年1月1日及び24年4月1日に、船長4人を含む10人が新規に被保険者資格を取得し、その後、27年12月1日に申立人を含む二人の船長が新規に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社の元同僚は、「当時、同社は、製品運搬船4隻と原料運搬船2隻を所有していた。23年1月と24年4月に資格を取得しているのは、全て製品運搬船の船長と船員であり、27年12月に被保険者資格を取得している二人はいずれも原料運搬船の船長である。」と証言している。

また、D社は、「当時の船員保険に関する関係資料は保存されていないため、申立人の申立期間当時における船員保険の加入状況、保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から 14 年 8 月 20 日まで

私は、申立期間①について、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月末日まで 1 年間 A 社に勤務していたが、申立期間に係る年金記録が無いとされていることについて納得できない。

また、申立期間②については、B 社に勤務し、毎月の収入は平均 40 万円以上であったが、申立期間に係る標準報酬月額が当時の収入と比較して低額となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 社に昭和 57 年 3 月末日まで勤務し、同日に同社を退職した。」と主張している。

しかしながら、A 社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 57 年 3 月 20 日に同社を退職していることが確認できる上、雇用保険及びオンラインの記録とも一致している。

また、申立期間において A 社で厚生年金保険の被保険者資格を有していた元従業員 19 人に対し文書照会を行ったところ、14 人から回答があり、そのうち 4 人から申立人が同社に勤務していたとする証言を得ることができたものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、

昭和 56 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、57 年 3 月 21 日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「B 社における標準報酬月額が当時の収入と比較して低額となっている。」と主張している。

しかし、B 社の元事業主は、「当時、従業員には基本給と売上げに応じて支給される報酬（事業所得）を支給しており、厚生年金保険の標準報酬月額については基本給のみを算定対象としていた。そのため、各自で確定申告も行っていた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B 社において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員 25 人の標準報酬月額についても、申立人の標準報酬月額とほぼ同様の金額で推移していることが確認できる。

さらに、オンライン記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 6 日から 41 年 5 月 23 日まで
② 昭和 43 年 3 月 20 日から同年 7 月 25 日まで
③ 昭和 50 年 2 月 12 日から同年 7 月 23 日まで

申立期間①について、私は、A社の工場で勤務したB作業をしていた。

申立期間②について、私は、C社でD作業をしていた。

申立期間③について、私は、E社でF業務をしていた。

申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社の工場でB作業をしていた。」と主張し、申立人が勤務した事業所名、所在地及び勤務期間を記載したメモ(申立人によると、平成4年頃から9年頃に記載)を提出している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において、A社に係る商業登記は見当たらない上、申立人は事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、G公共職業安定所によると、申立期間①に係る申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらないとしている上、申立人が申立期間後に勤務した二つの事業所の人事記録又は社員名簿の職歴欄を確認しても、いずれも申立期間①当時は「自営業、家事手伝い」と記載されており、A社に勤務した旨の記載は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社でD作業をしていた。」と主張し、

申立人が勤務した事業所名、所在地及び勤務期間を記載したメモ（申立人によると、平成4年頃から9年頃に記載）を提出している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において、C社に係る商業登記は見当たらない上、申立人は事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、オンライン記録及び申立人に係るH市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間②のうち、昭和43年3月を除いた期間については、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間後に勤務した二つの事業所の人事記録又は社員名簿の職歴欄を確認しても、いずれも申立期間②当時は「自営業、家事手伝い」と記載されており、C社に勤務した旨の記載は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社でF業務をしていた。」と主張し、申立人が勤務した事業所名、所在地及び勤務期間を記載したメモ（申立人によると、平成4年頃から9年頃に記載）を提出している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において、E社に係る商業登記は見当たらない上、申立人は事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間③の前後を通じて、I社（現在は、J社）K工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間③中に、配偶者分娩費、育児手当金及び高額療養費の給付記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間後に勤務した二つの事業所の人事記録又は社員名簿の職歴欄を確認しても、申立期間③当時はI社に勤務した旨の記載が確認できる上、J社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日及び同喪失日は、オンライン記録における、申立人の同社に係る被保険者記録と一致する。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から22年5月1日まで
私は、昭和21年11月1日から22年5月1日まで、A市B地区にあったC社に勤務していたが、年金記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA市B地区にあったC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、所在地を管轄する法務局において、C社の商業登記は確認できない上、オンライン記録及びA市B地区に係る事業所名簿によると、申立期間当時、同市同区内にはC社という厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人はC社の事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

私は、A社からB社へ派遣されていた昭和60年3月から62年6月までの期間については、両社から給与が出ていたにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が、A社分の標準報酬月額しか記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月30日から43年8月3日まで

私は、前の会社を昭和42年8月に退職後、同じ月の月末頃からA事業所（現在は、B社）で勤務していた。入社面接の際には、健康保険及び厚生年金保険制度があると聞いていた。しかし、A事業所に勤務していた期間のうち、同年8月30日から43年8月3日までの厚生年金保険の加入記録が無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和42年9月1日から43年8月3日までの期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立期間頃において同被保険者記録を有する41人に照会し、21人から回答を得たところ、そのうち5人が、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致しない。」と回答しており（残り16人のうち、12人は「一致する」、二人が「不明」と回答し、二人は無回答。）、オンライン記録によると、当該5人について、それぞれ自身が入社したとする時期から厚生年金保険加入の始期までの期間は、二人が2か月間、二人が3か月間、一人が6か月間であることが確認できる。

また、別の元同僚の一人が、「昭和39年5月頃から勤務しているが、勤務していた期間と厚生年金保険の加入記録（51年8月10日に資格取得）は一致しない。保険料負担など会社事情によるものと思う。会社は厚生年金保険に加入していないのに、厚生年金保険料を給与から控除することはない。申立人は、厚生年金保険には加入していないのだろうと思う。」と証言している上、上記の「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致しない。」と回答した5人のう

ち3人が「厚生年金保険に加入していた期間だけ、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と回答している（残り二人は「不明」と回答。）。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和42年9月1日から43年8月3日までの期間において雇用保険に加入しているが、申立期間に雇用保険の加入記録が確認できる元従業員10人について、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録を見ると、当該10人のうち3人が両保険に係る資格取得日が一致していないことから、A事業所では、申立期間当時、必ずしも従業員を両保険に同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、「申立期間当時の記録を保管しておらず不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

その上、申立期間のうち、昭和42年8月30日から同年9月1日までの期間については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、当該期間において同被保険者記録を有する元従業員10人に照会し、7人から回答を得たが、当該期間における申立人の勤務状況等について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和56年6月30日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和56年6月30日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日になっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社代表取締役は既に死亡している上、B社の代表取締役は、「A社の書類は何も保管しておらず、申立人については何も分からない。」と回答しており、申立人について、申立期間に係る勤務実態及び資格喪失の届出状況について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録により、申立人の被保険者資格喪失日（昭和56年6月30日）の前後約1年間に資格を喪失し、住所が判明した元従業員15人に照会を行ったところ、3人から回答があったが、同社における申立期間当時の資格喪失日の取扱い等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、A社における雇用保険被保険者記録によると、申立人の同社の離職日は昭和56年6月29日であり、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年同月30日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 6 日から 46 年 8 月 31 日まで
② 昭和 46 年 11 月 8 日から 52 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②の当時は 6 万円の家賃を支払っていたと思うので標準報酬月額の記録は低すぎると思う。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は申立人に係る人事発令申請書を保管しているところ、当該申請書によると、申立人を昭和 45 年 5 月 6 日付け、給与 3 万 5,096 円で新規採用する旨が記載されており、当該給与額はオンライン記録の標準報酬月額と符合している上、厚生年金基金の記録もオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の前後に記載された女性被保険者二人（一人は昭和 21 年 7 月生まれ、45 年 2 月 23 日資格取得、一人は 19 年 2 月生まれ、45 年 7 月 22 日資格取得）の標準報酬月額は申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当該二人のうち一人は、「申立人のことを覚えている。私も半年ほど勤務したが、自分についての年金事務所の記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言している。

申立期間②については、厚生年金基金の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、元同僚一人を記憶しているところ、当該元同僚及びB社に係る被保険者名簿の申立人前後に記載された申立人と同年齢の 5 人の被保険者（昭和 46 年 9 月 27 日から 47 年 3 月 21 日までの期間に資格取得）の標準報

酬月額が申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立期間②において被保険者記録を有する女性被保険者のうち、所在の確認できた8人に照会し、そのうち2人から回答を得たところ、当該2人は申立人を覚えていないものの、「自分についての年金事務所の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨、証言している。

さらに、申立期間①及び②に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3900 (事案 823 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 12 日から 41 年 2 月 28 日まで
申立事業所における厚生年金保険被保険者加入記録は短すぎる。元同僚の氏名を思い出したので、再調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B地区本部C支社が保管する申立人に係る従業員名簿によると、「昭和 40 年 2 月 11 日退職、勤続 4 月」と記載されていることが確認できる上、同社の保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しの資格取得年月日欄には、「昭和 39 年 10 月 14 日」と記載されていることが確認でき、これらの記録は社会保険事務所(当時)の記録と一致すること、ii) 申立人は、当時の同僚等の名前を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた関連資料及び周辺事情が無いこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、記録に不自然な点は見受けられないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 8 月 17 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「元同僚の氏名を思い出したので再調査を願いたい。」と主張しているところ、申立人の記憶する元同僚の氏名は姓のみであり、当該主張から当該元同僚の所在を確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 27 人に申立人の勤務実態について照会したところ、複数の元従業員は、「申立人に記憶があるが、勤務期間について不明である。」、「申立人に記憶は無い。」とそれぞれ

証言しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 5 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 6 日まで

国の年金記録では、A社及びB社で勤務した昭和 35 年 1 月 5 日から 40 年 8 月 6 日までの期間が脱退手当金支給済みとなっているが、受給した記憶は無い。

申立期間よりも前に勤務した二社に係る脱退手当金が未支給となっているのもおかしいので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 100 人で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 40 年 8 月の前後おおむね 2 年以内に同資格を喪失して脱退手当金の受給資格が有る女性(申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。) 8 人中 7 人に支給記録が確認でき、そのうち 6 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定が行われている上、上記 6 人のうち唯一確認できた一人は、「会社が脱退手当金の手続をしてくれたと思う。」と証言していることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該未請求期間があることをもって不自然な請求であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月2日から27年4月11日まで
② 昭和41年1月7日から同年5月6日まで

私は脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない未請求期間があるものの、申立人の厚生年金保険被保険記録が当時管理されていた3つの厚生年金保険被保険者記号番号のうち、申立期間②に係る被保険者期間を管理していた被保険者記号番号で確認できる全ての被保険者期間(申立期間①及び②)について、脱退手当金の計算の基礎とされていることが確認でき、未請求期間があることについて直ちに不自然であるとまでは言えない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 10 日から 49 年 7 月 26 日まで

申立期間について年金事務所の記録では脱退手当金が支給された記録になっているが、私は脱退手当金を請求した記憶が無い。もし、私が脱退手当金を請求したならばその前の期間であるA社やB社の期間も併せて請求しているはずなので、私自身が手続したものではない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間及び申立期間前の期間に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該未請求期間があることをもって不自然な請求であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 11 日まで
② 昭和 32 年 5 月 11 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から同年 12 月 24 日まで
④ 昭和 35 年 4 月 8 日から 37 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 20 年 9 月に A 社を退職後、一家で転居しており、脱退手当金を受け取ることは不可能である。

また、37 年 1 月頃、B 社（現在は、C 社）を退職したが、脱退手当金を受給していないにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が A 社に係る脱退手当金を受給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同様、昭和 19 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（20 年 9 月 11 日）に退職した被保険者 30 人（申立人を含む。）を調査したが、後に再雇用された 3 人を除く 27 人（申立人を含む。）が同社退職後に脱退手当金を受給した記録となっており、そのうち 25 人（申立人を含む。）は、20 年 12 月 20 日に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

申立期間②、③及び④に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 7 月 2 日から 31 年 7 月 1 日までの期間、会社名ははっきり覚えていないが、A社、B社又はC社のいずれかで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 28 年 7 月 2 日から 31 年 7 月 1 日までの間、会社名ははっきり覚えていないが、A社、B社又はC社のいずれかで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している3社のうち、A社については昭和 29 年 6 月 1 日に、B社及びC社についても、申立期間以前にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、勤務していた会社の事業主の名前を挙げているところ、D氏（申立人が勤務していたA社の元同僚）が事業主である事業所としてE社が確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、事業主の同氏も既に死亡しているとともに、同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる3人（いずれもA社の元従業員）に照会したが、3人とも、「申立人を覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、B社と名称が類似する事業所としてF社（現在は、G社）が確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 29 年 7 月 1

日であり、申立期間のうち、同年6月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、G社は、「当時の資料は残っておらず、申立人が勤務していたかどうかは分からない。」と回答しているとともに、申立期間に、F社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、住所が判明した二人について照会したが、二人とも「申立人を知らない」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 17 日から 37 年 1 月 20 日まで
② 昭和 37 年 6 月 8 日から 41 年 12 月 11 日まで

申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを今回初めて知ったが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」の押印が確認できる上、申立期間①及び②を通算して算出された脱退手当金は、その支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、昭和 42 年 2 月に婚姻後の姓に変更されており、申立期間の脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 2 月 1 日から 25 年 9 月 24 日まで
② 昭和 25 年 9 月 24 日から同年 10 月 1 日まで

私はA社を退職した後に脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和25年12月4日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設（昭和36年）前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年以上加入する必要があったことから、申立期間に係る事業所を退職後厚生年金保険への加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 29 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A事業所で申立期間にB職として寮に入り、住み込みで働いたが、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事台帳及び申立人から提出された同事業所発行の在籍証明書から判断すると、申立人が申立期間において、同事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所では、「人事台帳以外の資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付、申立人の給与からの保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できない。

また、上記の人事台帳において、申立人と同じページに氏名の確認できる26人（申立人を除く。）について、当該台帳に記録されている採用年月日と、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、26人全員の同資格取得日は、職種にかかわらず、採用日から2か月半から3か月程度後であることが確認できる上、このうち申立人と同じ昭和32年8月に採用されている元職員二人の厚生年金保険の資格取得日は申立人の退職日の翌日の同年11月1日であることが確認できる。

さらに、A事業所の元職員のうちの一は、「当時は採用後、3か月くらいの期間を経てから厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入するまでの期間は、研修期間か見習期間のようなことを聞いた気がする。」と証言しており、

同事業所では、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

私がA社B支店及び同社本店で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が低く設定されている。資料を保存しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は44万円であるにもかかわらず、41万円になっている。」と主張している。

しかしながら、申立人が作成した申立期間①及び②に係る給与支給額についての資料によると、当該資料には厚生年金保険料控除についての記載は無い上、申立人は、「当時の給与明細書は処分した。」と供述している。

また、A社本店が保管する「厚生年金被保険者台帳」によると、申立期間①及び②の標準報酬月額はいずれも41万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社B支店及び同社本店に係るオンライン記録により、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員10人の標準報酬月額を確認したところ、不自然な点は見当たらず、上記10人のうちの1人が保管する申立期間①及び②に係る給与支払額明細書によると、当該従業員のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 13 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 13 日に A 社 B 支社 C 営業所に入社し、D 業務を同年 6 月 30 日までしていたが、厚生年金保険被保険者期間の記録が欠落している。申立期間に同姓同名の記録があるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 2 月 13 日に A 社 B 支社 C 営業所に入社し、D 業務を同年 6 月 30 日までしていた。」と主張しているところ、当該事業所の元従業員の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「D 業務は雇用形態が様々で、申立人は、申立期間当時、E 職であったと思われる。E 職は雇用保険及び社会保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していない。また、当社の従業員名簿台帳に申立人の名前は確認できない。」と回答している。

さらに、前述の元従業員は、「自分も当初は D 業務を担当し、途中から F 業務となり、その後、D 業務を担当していた。私の A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者の加入記録は F 業務の期間のみである。」と証言している。

加えて、申立期間において、A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、連絡先の判明した 16 人に照会し、10 人から回答を得たが、業務内容が D 業務であったとする者はおらず、そのうちの一人は、「D 業務は正社員ではなかった。」と証言し、別の一人は、「D 業務は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、申立人が記憶する元同僚について、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかつ

たことがうかがえる。

なお、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人と同姓同名の被保険者記録が確認できるものの、当該被保険者記録は、申立人とは生年月日が相違している上、同一の厚生年金保険記号番号で管理されていた同社以外の被保険者記録も含め既に別人（同姓同名）の基礎年金番号に統合されていることが確認できることから、当該被保険者記録が申立人に係る被保険者記録であるとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 13 日から 38 年 7 月 20 日まで
② 昭和 38 年 11 月 27 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 9 月に、もっと収入の良い仕事を見付けるために A 社を退職したが、同社の退職時には脱退手当金のことについて何も聞いていないし、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 22 日から 37 年 1 月 21 日まで

私は、申立期間の事業所を昭和 37 年 1 月に結婚のため退職して専業主婦になった。同年 5 月 29 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 5 月 29 日に支給決定されているほか、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）へ回答した年月日である「回答済 37. 3. 27」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日の前後に資格を取得している 100 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する 31 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 29 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と

なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年5月1日まで

私の夫は、昭和27年4月1日にA事業所に入社以来、32年5月にB社に転職するまでの間、当該事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、昭和27年4月1日にA事業所に入社し、32年5月まで継続して勤務しており、入社時から厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿により、当該事業所の事業を継承していると推認される事業所に対して照会を行ったが回答が得られない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和25年8月から29年7月までの期間に当該事業所で被保険者資格を取得している元従業員22人（申立人の妻を除く。）のうち、住所及び生存の確認できる3人に照会を行ったが、いずれも回答が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、A事業所の従業員は10人程度であった。」と供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、昭和26年11月から29年4月までの期間、当該事業所における被保険者数は2人から5人で推移していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人及び申

立人の妻を含む従業員 9 人が昭和 29 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年11月1日まで
② 平成7年11月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から15年4月18日まで

「厚生年金保険加入記録のお知らせ」の記録を見ると、A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額で記録されている。賃金台帳等の資料は無いが、平成7年頃に給与額を10万円減額し、標準報酬月額を43万円として届出を行った記憶はあるが、その後は変更した記憶は無い。調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、平成7年3月6日付けで同年1月に遡って50万円から30万円に引き下げられている上、申立期間②の標準報酬月額は、同年10月1日から8年10月1日までの期間については、当初、30万円とする算定基礎届が提出されたところ、同年6月25日付けで7年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人同様に平成8年6月25日付けで元従業員3人の標準報酬月額に係る記録も7年11月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書及び滞納処分票の記録から、同社は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を含む社会保険料の支払を滞納していたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時の同

社の代表取締役を務めていたことが確認でき、上記滞納処分票により、代表取締役である申立人は、幾度も社会保険事務所（当時）と滞納保険料の分納について交渉している記録が確認できる上、申立人が主体となって平成7年3月から滞納保険料収納の約束手形又は小切手（振出人は申立人）の発行及び差換えを繰り返していることが確認できることから、申立人は自らの標準報酬月額引下げの事実を知らずに滞納金の処理について、交渉を進めていたことは考え難い。

これらのことから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間③について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役であった申立人自身も、給与明細書・源泉徴収票等申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る報酬月額等について確認することができない。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された事実はない上、不自然な記録訂正は見られない。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 21 日から 45 年 4 月 21 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名、押印、生年月日及び住所の記載並びに申立期間に係る事業所名の押印が確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3916 (事案 2522 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月3日から28年5月2日まで

私は、帆船「A丸」に昭和26年9月3日から28年5月2日まで機関員として乗船勤務したが、この間の船員保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年1月1日から28年2月1日までの期間に係る申立てについては、申立人はB社に勤務していたと主張していたところ、i) 同社の元従業員及び事務担当者からは申立期間における申立人の勤務実態についての証言が得られないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録はオンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年12月27日付けで通知が行われている。

今回、新たに申立人は、船員手帳の記録により、A丸における船員保険被保険者期間について申し立てしているところ、申立人は、「A丸の船長及び船主は同一であった。申立期間当時、同船の乗組員は私を含め3人であったが、船長以外の乗組員の氏名は記憶していない。」と供述している上、オンライン記録により当該船長(船主)の船員保険被保険者記録及び所在を確認することはできず、申立人の申立期間における船員保険の加入状況について確認することができない。

また、船員保険及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、同船及び所有者は適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、同船に係る商業登記及び船舶登記は確認できない。

さらに、申立人は、「船主はA丸一隻だけを所有する個人事業者で、給与計算は船主がしていたと思うが、船員保険に加入して保険料を控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 27 年 9 月 12 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 2 月 26 日から 30 年 1 月 1 日まで

私は、知人の紹介により昭和 27 年 4 月に A 社に入社し、29 年末まで継続勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることに納得いかない。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚は、申立人が A 社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚 17 人に申立人の勤務実態について照会し、9 人から回答を得たところ、そのうちの複数の元同僚は、「私は昭和 27 年 6 月に入社したが、年金記録は同年 8 月 1 日からとなっている。」、「同社には同年 5 月頃に臨時工として入社した。年金記録は同年 8 月 1 日からとなっている。」旨、それぞれ証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A 社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社に係る被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保

険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚9人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの5人については、同社において複数の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人と同様に、同社において昭和27年8月1日に同被保険者資格を取得し、同年9月12日に同資格を喪失し、同年11月1日に再取得した同被保険者記録のある元同僚は、「閑散期においては、事業主により一時帰休を命じられていた。自身の被保険者記録は間違っていないと思う。」と証言している。

- 3 申立期間③について、A社に係る被保険者名簿により、申立期間③に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚9人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である。」とそれぞれ証言しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び同保険の加入を裏付ける証言や証拠を得ることはできない。
- 4 また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和45年6月*日に破産終結により閉鎖していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①、②及び③における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

私は、申立期間①においては、A社に、申立期間②においては、B社（後に、C社）にそれぞれ勤務していた。

しかしながら、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は事業所の所在地を詳細に記憶している上、申立人が記憶する元同僚二人と同姓の元従業員の被保険者記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 3 月 1 日であり、申立期間①は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主も連絡先不明である上、申立人は元同僚の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり連絡先等は記憶しておらず、上記の申立人が記憶する元同僚と同姓の元従業員二人は、それぞれ死亡及び連絡先不明のため証言を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した元従業員のうちの一人は、「私は 34 年夏頃に入社したと思うが、その頃、会社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。

給料から保険料が控除されていたのかどうか覚えていない。」と供述している。

- 2 申立期間②については、申立人は事業所の所在地を詳細に記憶しており、申立人が名前を挙げた複数の元同僚の被保険者記録が、B社に係る被保険者名簿において確認できる上、複数の元同僚は、申立人が同社で勤務していたことを証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、既に廃業しており、廃業時の代表取締役は、「同社に係る書類は残っておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認できない。

また、申立期間②当時の経理事務担当者は、「当時、給料や厚生年金保険の事務の仕事は、事業主が一人で処理していた。届出手続は、別の担当者が行っていた。」と証言しているところ、申立期間②当時の事業主は、既に死亡しており、届出手続を行っていた担当者も連絡先不明のため、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言が得られない。

さらに、申立期間②において、B社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した8人に照会したところ、回答が得られた6人のうち5人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人に係る申立期間の保険料控除を裏付ける証言が得られない。

加えて、B社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 30 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 12 月 31 日付けで A 社を退職し、62 年 1 月 1 日付けで B 社に入社したが、年金記録では A 社を 61 年 12 月 30 日付け資格喪失となっており、同月分の年金記録が無い。両社を通じて 1 日も空白期間が無く勤務したのは事実であり、申立期間の年金記録が無いことに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 12 月 31 日付けで A 社を退職した。」と主張している。

しかしながら、A 社は、既に解散しており、申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、同社の元従業員が事務担当者として名前を挙げた者に照会したものの、「当時のことは記憶がない。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 61 年 12 月 29 日と記録されている上、同社において、同年 5 月から 62 年 2 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員 12 人の雇用保険の被保険者記録を確認しても、当該 12 人全員の離職日は、厚生年金保険の資格喪失日の前日であることが確認でき、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日を確認しても、オンライン記録と同日の昭和 61 年 12 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。